

【特集】

東と西

「アメリカの民主主義」の蹉跌

多数決原理と共存の崩壊

中東・南アジア・東中欧の事例から—

森 まり子

目次

問題の所在—モザイク地域における多数決原理と共存の崩壊—

一、アメリカまたは西欧諸国による多数決原理の導入の失敗—幾つかの事例—

(一) イラク—宗派対立の政治化と内戦—

(二) 歴史を遡って—第一次大戦後の非西欧地域における多数決原理の失敗—

① 中東 (i) レバノン (ii) パレスチナ

② 南アジア

③ 東欧・中欧

二、多数決原理と民族自決—戦間期の「蹉跌」をめぐる二つの観察—

(一) フーヴァー及びギブソン共著『恒久平和の諸問題』(一九四三)

① アメリカの理念としての「個人の自由と代表制政府」

② アメリカの理念の「蹉跌」—東欧・中欧の未回収領土と少数民族問題—
③ 恒久平和の土台—「個人の自由と代表制政府」、及び少数派問題の解決—
(二) 民族国家と人権の終焉—

—アーレントの見たモザイク地域における多数決原理の帰結—

三、多数決原理と「アメリカの民主主義」—トクヴィルの洞察と警告—

(一) 多数決原理(多数の全能)と多数の暴政

(二) 「自由」と「平等」の緊張

(三) 神意としての民主主義、普遍的価値として広がりゆく民主主義

(四) 民主主義や多数決原理の形態を多様にする「その国の自然と歴史の与件」

(五) 「アメリカの民主主義」と他者への「合法的」抑圧

結び—多数決原理を支えた「平等」概念と分類・統計—

問題の所在

——モザイク地域における多数決原理と共存の崩壊——

本稿は、イラク内戦の中から「イスラーム国」^[1] という過激派組織が現れてイラク内外に殺戮を広げている現象への危機感に発している。この現象を「宗教の復讐」^[2] 「イスラームの過激化」といつた、中東やイスラームへの偏見を伴い得る見方で片付ける前に、ヨーロッパなど世界の他地域と同等の組上に置いて共通の社会科学の切り口で説明する事を試みる重要性への認識から書かれた、試論的性格の強い論考である。

二〇一五年一月末に出版された中東専門家三氏による書物は、いずれも「イスラーム」「中東」という切り口を自明の前提として「イスラーム国」の分析を行っている^[3]。中でも池内恵はグローバル・ジハード運動との関連で彼らの「イスラーム的」論理を分析しているが、「イスラーム国」をそもそも「イスラーム」という切り口で分析する事が妥当なのかという点については議論していない。「イスラーム国」という名称はカモフラージュであって、その内実は自己顕示の手段として「イスラーム的」論法やシンボルを巧みに操っているにすぎない、イスラームの教理とは本質的に無縁の犯罪者集団であるという見方も成り立つ可能性を充分吟味していかないのである。メディアや出版界の「どのような集団か

説明して欲しい」という要請の根底にある「イスラームと必ず関係があるはず」という先入観を含む前提に無批判な叙述であり、その前提にこめられた「期待」に迎合した説明であるとも言えよう。

本稿は上記の論じ方に対し、長期的・地域横断的な視野からは別の見方も成り立つ可能性を提示しようとする。

すなわち「イスラーム国」をめぐるイラクの混乱は「モザイク地域における多数決原理の適用がもたらす多数派・少数派対立の尖锐化が引き起こした、共存の崩壊現象の一事例」として、イスラームとは切り離して一般化して捉えられる可能性もあるという事を、幾つかの事例との比較により歴史的に例証する。その際、「モザイク地域」^[4]とは多民族・多宗教（多宗派）の混在地域を指す。「多数決原理」とは民主主義において多数者の意思を政治に反映させる方法を指し、集団の人口比率に基づいて代表を選出する方法を含むものとする。全土的には少数派であるが局地的には多数派である（或いはその逆）集団の立場は、「多数決原理」が全土的に適用されるか局地的に適用されるかで逆になるが、本稿で「多数決原理」を論じる際には多数派・少数派がねじれたこのような複雑なケースも含めて考える事とする。以上の視点の故に、本稿では民族紛争と宗教（宗派）紛争の相違は重要ではなく、両

者共に多数派・少数派問題として扱う事が可能になる。中東イスラーム地域をテロリズムや紛争と結び付けるのが「普通」となってしまう現在、同地域を欧米キリスト教地域を含めた他地域と同一の俎上で比較する作業そのものが、同地域に対する公平で冷静な視角を維持するために死活的に重要である、というのが第一の問題意識である。

他方イラクの専門家たちは、「イスラーム国」の勃興が、アメリカによる二〇〇三年のイラク戦争とその後の米軍駐留・占領統治の「失敗」に起因する、激しい反米感情と宗派対立（内戦を招来した）に端を発する事を指摘してきた。⁵⁾ここから本稿の第二の問題意識は発する。複雑な人口構造や文化伝統に充分配慮せずに、多数決原理を操作しながら自国の意向に沿う現地政府を形成する「民主化」の方式を、軍事力を伴ってでも現地に課せようとするアメリカの行動はいかなる思考様式に由来するのか。ヴェトナム戦争の失敗などの歴史的経験が他国への介入を正当化する「理念」を根本的には修正してこなかったように見えるとすれば、それは何故か。⁶⁾このような問いを発するのは、近年のアフガニスタンやイラクにおけるアメリカの行動が、現地の反米感情と社会的混乱を加速し過激派を生み出す構造的要因の一端となっているという因果関係が推測されるにもかかわらず、アメリカがこの種の戦

争・介入を繰り返す理由が長期的視点で説得的に説明された事は少ないのではないかと考えるからである。アメリカの個々の軍事介入の背景を説明する政治学・国際関係の論文はあふれていても、「それらが何故繰り返されるのか」について歴史的に集団的心性のレベルまで掘り下げて説明を試みたものは多くはないと思われる。⁷⁾反米感情の象徴と見られる「オレンジ色の囚人服」を着せられた自国民人質が処刑された後も、国民の過半数が反米感情を増幅する可能性のある空爆を支持するというアメリカの行動原理を考察しておく事は、イラク及び周辺地域の混乱と住民の犠牲の深刻さや、アメリカの同盟国としての日本の関わり方が現実味を帯びて論議される状況に鑑みても無駄な作業ではないと思われる。

他地域との比較による「共通の社会科学的切り口」という第一の論点については補足説明が必要である。

「イスラーム国」が反米性の他に、排撃の矛先をムスリム社会内部の「不信仰者」（カーフィル）と彼らが見なす他宗派や異教徒にも無差別に向けるという特異性を持つ事は見逃せない点である。内戦下で一旦はイラクを追われた後、シリア内戦に関わり肥大化した「イスラーム国」は二〇一四年初にイラクへ戻り、六月にイラク北部のモースルを陥落させてイスラーム国家の樹立を宣

言した。スンナ派である彼らは、自らが異端視する他宗派（シーア派）と他宗教（ヤズイード教、キリスト教など）に属する支配地域の住民を襲撃して流血と恐怖を引き起こしている¹⁰⁾。

イラクの専門家は「イスラーム国」が極端に示している他宗派（他宗教）憎悪の背景の一つに、宗派や民族の枠に従って政治的代表を決定する仕組みの導入によって国内諸集団の対立を激化させたアメリカの対イラク占領政策を指摘している¹¹⁾。ここからアメリカの介入の影響を考える必要があるが、中東における民族・宗派紛争の激化そのものは、少なくとも、オスマン帝国下で伝統的に諸集団の緩やかな統合を保ったモザイク地域であった中東イスラーム地域に、列強の意図を反映した境界線が引かれた第一次大戦期まで遡る。オスマン帝国のバスラ州、バグダード州、モースル州を一九二一年にイギリスが委任統治下に置いて成立させたイラク（一九三二年に独立¹²⁾）もこの時に民族・宗教・宗派のモザイク国家として出発し、その国民統合は難題であり続けた¹³⁾。イラクの他に、パレスチナやレバノンも英仏の委任統治下で多数決原理がねじれた形で適用される中で民族・宗派紛争が助長された代表例である。但しよく見ると、こうした事例は実は中東に限らない。第一次大戦後にはウィルソン米大統領が提唱した民族自決原則の影響の下、新興の東欧・中欧諸国で少数民族問題が噴出し、

南アジアでも、多数派であるヒンドゥーと少数派であるムスリムの紛争がイギリス支配下で激化している。これらは全て巨視的に見て類似する事例であると言える。

従って現在「イスラーム国」関連で注目されているイラクの宗派紛争は、中東の中で孤立した現象でも中東だけに見られる現象でもなく、長期的には第一次大戦後の世界再編の中で顕在化した〈差異の政治化〉という、既に一世紀にわたる構造変動の延長線上にあると考えられる。国境線の画定と多数決原理の適用という形で欧米が積極的に関わったこの構造変動は、近代以前には自己を分ける境界線が不分明であったり、政治的意味合いを帯びていなかったり、ある程度集団間の棲み分けがなされていたために数世紀にわたって多様な集団の共存を可能にしてきたモザイク地域の安定的システムを広域的に崩壊させていった。従ってイラクの事例を中東の他の紛争とのみ比較する事は、同様の紛争を他地域でも生じさせている長期的・世界大の要因を見落とし、中東のみが紛争の温床であるかのように特殊視する偏見を招く危険がある。他方で、アメリカの意識と行動は西欧諸国のそれとある程度共通する部分もあるため、アメリカが関わる事例と西欧諸国が関わる事例を分けずに一緒に検討する事には積極的意味もある。

本稿はこのような前提に立ち、まずイラクの事例を「アメリカ

または西欧諸国による多数決原理の導入の失敗」の一例と位置づけ、中東内外の事例と並べて検討する。イラクの事例を概観した上で歴史を遡り、「第一次大戦後の非西欧地域における多数決原理の失敗」の例として、中東・南アジア・東欧及び中欧に対して英米仏が多数決原理を直接または間接的に、或いはねじれた複雑な形で適用した事例を概観する（第一節）。次に、戦間期のそれらの失敗事例についての同時代人の観察を取り上げ、特にフーヴァー元米国大統領が自国の理念との関係で東欧・中欧諸国の民族自決をめぐる混乱をどのように見たかに注目する（第二節）。最後に第二節の考察を踏まえつつ、アメリカが過去の蹉跌にもかかわらず理念としての多数決原理やアメリカ型民主主義を他地域に一律に適用しようとする長期的傾向を持つ事の思想的背景を探る。アメリカの民主主義における多数決原理の弊害と思想的根源を考究したトクヴィルの議論を取り上げ、多数決原理が欧米民主主義の不可欠な要素である「平等」概念と深く関わるイデオロギーである事に光を当てる事により、アメリカの対外認識・行動の長期的原理について手がかりを得る事を試みる（第三節）。

一. アメリカまたは西欧諸国による多数決原理の導入の失敗

幾つかの事例

本節では、イラクの事例を「アメリカまたは西欧諸国による多数決原理の導入の失敗」例と位置づけ、中東の他の地域（レバノンとパレスチナ）及び中東外の地域（南アジアと東欧・中欧）の事例と比較しつつ、これらの事例を歴史的に概観する。

（一）イラク——宗派対立の政治化と内戦——

第一次大戦後に民族・宗教・宗派のモザイク国家として出発したイラクではシーア派が住民の過半数を占めていたが、スンナ派であるバアス党のサッダーム・フサイン政権（一九七九—二〇〇三年）はシーア派住民を弾圧してきた。三五年続いたバアス党政権はアメリカが主導する二〇〇三年のイラク戦争¹⁾によって瓦解し、アメリカを中心とする連合国暫定当局（以下CPA）が占領統治を開始したが、その際には親米的な亡命イラク人を使って親米民主主義国家をつくる事がめざされ、旧体制派の排除が組織的に行われた。旧体制派の多くはスンナ派であったため、アメリカはスンナ派を戦後の新体制に反対する危険分子と見なして排除する政策をとる一方、多数派であるシーア派の意向が反映される政府を後押しする。このようなアメリカの政策は、宗派対立を激化させる一因となった。

CPAは宗派や民族の枠に従って政治代表を決定する仕組みを導入した。例えばイラク統治評議会（二五人中一人は亡命エ

リート)を任命する際にも、アラブ人・クルド人という民族別、スンナ派・シーア派という宗派別、トゥルクマーン人やキリスト教徒などの少数派別の比率を考慮し、人口比に適合する形で各集団の代表を登用するという原則を用いた。しかしこの方式は後述するレバノンの事例と同様に民族や宗派の亀裂を固定化し、固定化した亀裂に沿って政治動員や対立を生じさせるという重大な弊害を伴ったのである。¹⁵⁾

かくして二〇〇五年一月の制憲議会選挙では民族や宗派別の投票が広く行われ、その結果、人口の多数派を占めるシーア派が中心となるイラク統一同盟が勝利を収めた。旧体制を支えたスンナ派はその後の政治過程で疎外され、不満を蓄積していく。こうして宗派対立が深刻化し、この対立にアルカイダなどの過激派組織などが加わって内戦(二〇〇六〜七年)が勃発した。¹⁷⁾ スンナ派がイラク戦争後の政治体制から排除された事に加え、イラク新体制がイラン・イスラーム体制と類似した理念を掲げるシーア派政権であった事がスンナ派の不安を呼び起こし、これらが内戦の重要な背景になったとされる。¹⁸⁾

選挙で成立したシーア派新政権である第一次マリーキー政権(二〇〇六年五月〜二〇一〇年二月)は、米軍と部族の力に依存して内戦を終息させた。しかしこれを機に同政権は権力集中を

図り、前政権を支えていたスンナ派社会に対してアメリカとの連携の下に掃討作戦を展開する。二〇一〇年三月の第二回国会選挙では、このようなマリーキー政権に反発するスンナ派・世俗主義勢力を中心とするイラーキーヤが勝利を収めたが、選挙後の政治エリートによる合従連衡(多数派を形成し直すためのグループ再編)と、イラン・アメリカの介入により民意に反してマリーキー政権が続投する結果となり、第二次マリーキー政権(二〇一〇年二月〜二〇一四年九月)を最終的に承認したのも両国であった。¹⁹⁾ このように同政権は国内的正統性を欠いていたため政敵の排除を図らざるを得ず、再び反体制運動を引き起こす事になる。

他方、イラク戦争後の米軍駐留への反発と宗派対立の混乱の中から現れたのが「イスラーム国」であった。新体制から排除されたスンナ派が多く居住する西部のアンバール県を中心に、スンナ派イスラーム武装組織が旧体制勢力(スンナ派)とも結び付いて反米・反政府活動を繰り返し、周辺諸国からも戦闘員が流入してこれに合流したのが「イスラーム国」の前身であるとされる。「イスラーム国」の前身の主要部分は二〇〇八年には掃討されたが、その後残党が内戦下のシリアに入り勢力を回復して二〇一四年初めにイラクへ戻った。²¹⁾ そしてアンバール県はマリーキー政権の派遣したイラク軍と「イスラーム国」の激戦地となったが、「イスラ

ム国」は駆逐されず、彼らの一部は北上して二〇一四年六月一日にモースルを制圧する。六月二九日には指導者アブー・バクル・バグダーディーが自らをカリフであると称し、イスラーム国家の樹立を宣言した。⁽²³⁾「イスラーム国」はシリア派を不信仰者と断じ、彼らの殺害を叫びながらバグダードめざして南下しシリア派組織と戦う一方、少数派であるキリスト教徒やヤズィード教徒も虐殺した。また北部のクルド人居住地域にも侵入し、もともと多宗派・多民族を抱えるこの地域の宗派対立を顕在化させた。⁽²⁴⁾キリスト教徒少数派の虐殺を受けて、オバマ大統領は八月に「イスラーム国」への空爆に踏み切ったが、空爆自体も同組織にテロリズムの口実を与えかねない事態を引き起こしている。⁽²⁵⁾

(二) 歴史を遡って

—— 第一次大戦後の非西欧地域における多数決原理の失敗 ——
 ここで歴史を遡り、第一次大戦後に中東、南アジア、東欧・中欧に対して英米仏が多数決原理を直接または間接的に、或いはねじれた形で適用した事例を概観するが、いずれの地域もウィルソン大統領が唱えて国際思潮となった民族自決原則の影響下にあり、この原則と関わる多数決原理の適用、或いはねじれた適用が深刻な紛争をもたらしたという共通点を持つ。特に委任統治はアメリカの提案から発した制度であり（註29参照）、同国の第一次大戦

後のグローバルな理念や構想を反映している面もある事を考えると、統治に直接あたったのが英仏であっても、アメリカが直接主導して占領統治を行った近年のイラクの例と並べて検討する事は可能であろう。

① 中東

第一次大戦中から大戦後にかけてオスマン帝国が解体しトルコ共和国が生まれる過程で、「トルコ民族国家」から見て異質な少数派であるアルメニア人の虐殺、ギリシア人の強制移住、クルド人がトルコを含む複数の国に分散居住し少数派として差別されるなどの現象が見られた。これらもアナトリアからバルカン・西アジア東部にかけての地域が国民国家に分解する過程における「多数決原理」の作用の結果と見る事ができるが、本稿ではアメリカが深く関わる近年のイラクとの比較上、主に地域内力学の結果として発生したアルメニア人とクルド人の事例は除外し、委任統治という形で西欧諸国が直接関わったレバノンとパレスチナを取り上げる（ギリシア人少数派の事例は東欧・中欧の所で言及する）。両地域は、局地的には多数派を占めるが地域全体から見れば少数派であるマロン派とユダヤ人がそれぞれ優遇されるといって、「ねじれた形」での多数決原理の適用が外部勢力によって行われた点で共通する。⁽²⁶⁾

(i) レバノン フランスはシリア地域において、多数派のスナ派をアラブ民族主義の支持母体と見なし、その勢力をそぐために宗派別の分断統治体制を敷いた。オスマン帝国下のアラブ地域の中で最もキリスト教徒の比率が高く、多宗派の混住地域であったレバノンでは、マロン派優位の特別区(ムタサツリフイーヤ)のレバノン山岳部にベカー高原とベイルートなど海岸地帯が編入され、一九二〇年にシリアから分離された大レバノンが形成されてフランスの委任統治が始まった。しかし編入された地域ではムスリムが多数派を占めており、後に内戦を引き起こす宗派対立の構造を内包していた。宗派別人口はマロン派二一%、他のキリスト教徒諸派一四%(ギリシア正教、ギリシア・カトリック、プロテスタント)、スナ派二四%、シリア派三五%、ドゥルーズ派五%であった。大レバノンは一九二六年にレバノン共和国として名目上の独立を遂げ、宗派体制国家として出発する。

一九四三―四四年の独立の際の国民協約において、マロン派は大統領、スナ派は首相、シリア派は国会議長のポストを確保するという宗派制度(ターイフイーヤ)が設けられ、外相がギリシア・カトリックまたはギリシア正教、国防相がドゥルーズ派という慣例となった。また一院制議会の議席はキリスト教徒六に對してムスリム五の比率で配分された。しかし宗派別人口は独立

後変動し、ムスリム人口の増加のため宗派制度は実態に合わなくなり、かつキリスト教徒の政治的覇権を保証する制度と化した。このため不満が高まり、政治体制の「正常化」を求める宗派抗争がレバノン内戦(一九七五―一九九〇年)に発展した。一九八九年のターイフ合意によって、国会議席がキリスト教徒・ムスリム同率に変更されて内戦は終熄したが、多数派・少数派問題を政治化させた宗派制度の改革は、レバノンの国民統合の最大の課題として残ったのである。²⁷⁾

(ii) パレスチナ パレスチナでは、圧倒的に少数派であったユダヤ人が、多数派であるアラブ人を退去させる形で国家が建設されるといふ「人口の激変を伴った多数派と少数派の入れ替え」が起きたために、中東全体を巻き込む紛争が展開した。イギリスは一九二〇年代に、アラブ人とユダヤ人が共に参加する立法評議会の開設を提案するが、ユダヤ人は多数決では現時点で少数派である自分達が不利になるとして反対し、イギリスが構想した「民主主義的」解決は失敗に終わる。その後も激化するユダヤ人とアラブ人の民族衝突を抑制しかねたイギリス政府は、紛争を解決するには両民族の分離しかないと考えるに至る。かくして一九三六年のアラブ反乱を受けてイギリス政府が任命したピール委員会が一九三七年に公表した報告書は、パレスチナ問題の解決策として、

パレスチナをユダヤ人国家とアラブ人国家に分割し、両者の領土内に残る少数派の交換を行う事を提案していた。一九二三年のギリシア・トルコ住民交換に倣った「住民交換」によって均質的な民族国家になるように人口を調整し、両民族を完全に分離する事によって紛争を解決しようとしたのである。

この提案は結局撤回されたが、民族国家への分割と少数派の放逐をイギリス側が公式に提案した事はシオニズム運動に大きな弾みを与えた。こうして一九三〇年代後半以降、シオニズム運動の内部では、パレスチナのアラブ人の近隣アラブ諸国への移送による領土の「ユダヤ化」——将来のユダヤ人国家領域においてユダヤ人が圧倒的な多数派になるようにアラブ人口を減らすこと——が熱心に議論されるようになる。

ピール委員会提案の難点は、ユダヤ人とアラブ人の居住地が入り組んだパレスチナに純粹な民族領域を創出するような境界線を引こうとした点にあった。「純粹な民族領域」とはある民族が圧倒的多数派を占めて少数派が殆ど残らない領域を意味したが、ピール委員会提案の国境線は、特にユダヤ人国家領域に数十万人のアラブ人「少数派」が残留する問題を生じさせていた。それを解決するための住民交換の困難さなどからこの案は放棄されたが、各民族が多数派を占める国家領域を創出するという解決策は、十

年後の一九四七年一月の国連パレスチナ分割決議に受け継がれる。国連分割案では極めて錯綜した国境線が引かれていたが、それでも多くの「少数派」が各の領土に取り残される事は明白であった。この案をユダヤ人側は戦略的意図から受諾したが、パレスチナ全土で多数派であるアラブ人側は理不尽であるとして受諾せず、パレスチナは内戦に突入、ユダヤ人側が軍事力でアラブ人地域を制圧して支配地を広げた。一九四八年五月の英国委任統治終了とイスラエル建国までのこの内戦だけで数十万人のアラブ人難民が発生している。かくして建国直前には一〇〇万人を超えていたパレスチナのアラブ人口は、一九四九年には一六万四〇〇〇人に激減しており、かつて少数派であったユダヤ人が総人口の八〇%を占める「ユダヤ民族国家」イスラエルが誕生したのである。

パレスチナの事例においては、この地で「多数派になること」をめざしてユダヤ人入植を推進していたシオニズム運動を、「多数派」「少数派」の区別を改めて政治化・尖鋭化させるイギリスの政策が後押しして問題を複雑化させたと言えよう。「多数派であること」に政治的意味を持たせる、戦間期の国際社会で顕著に見られた発想は、一九三七年のピール委員会報告の一節にも凝縮されている。「ユダヤ人を他の人々から区別したのは…この少

数派としての地位であったように思われた。他の全ての文明化された諸人民は、自分達が圧倒的多数派であるようなどこかの祖国、自分達自身のものであると呼べるような国、他国に少数派として居住している自分達の同胞に、その国の市民たちの傍らでより平等な足場を与えるような国家を持っていた⁽²⁰⁾。

② 南アジア

英領インドにおいて宗派横断的な反英インド・ナシヨナリズムが「一つのインド」の独立に結び付くまでに発展する可能性は、ある時期まで現実性を失わなかった。特に第一次大戦後のガンディー率いる非協力運動^{サティヤグラハ}とムスリムのヒラーファト運動（一九一九―一九二四年）の間に協力関係が成立した事実は重要である⁽²¹⁾。このようにヒンドゥー・ムスリムの対立は自明ではなかったが、イギリスは、局地的には多数派を占めるがインド亜大陸全体では少数派にとどまるムスリムに分離選挙などによって一定の政治権力を掌握させようとし、この「ねじれた形での多数決原理の適用」によってヒンドゥー多数派とムスリム少数派の対立（コミュニナリズム⁽²²⁾）を尖鋭化させたのである。

具体的な経緯を見ると、一九〇九年にイギリスが行ったモーリー・ミンストー改革は、既に顕在化していたムスリム側の少数派としての不安を背景にムスリムの分離選挙制を導入した。これは

後にシク教徒・在印ヨーロッパ人・キリスト教徒などにも適用される宗派別代表制度に発展し、宗派紛争の一因となった。これに先立つ一九〇六年には、インドのムスリム少数派の政治的権利を守る事をめざす全インド・ムスリム連盟が成立している。一九一六年のラクナウ協定はムスリム連盟と国民会議派の連携を成立させたが、他方で分離選挙制を認めて立法議会における議席配分を決定しており、ヒンドゥーとムスリムの分離を制度化した面も持っていた。一九二〇年代前半にヒラーファト運動が衰退するとコミュニナリズム紛争が顕在化する。

一九三〇年代において、インド帝国の総人口三億五三〇〇万人中七八〇〇万人、すなわち全人口の二二%を占めていた（一九三一年）ムスリム少数派とヒンドゥー多数派の分離を促進したイギリスの政策の一つが、一九三二年の「コミュニナリズム裁定」である。これは一九三五年のインド統治法の原型となったもので、連邦制下での州政府への一定の自治権付与やムスリムの分離選挙制・分離議席の継続を明言しており、ムスリムが多数派を占めるパンジャブとベンガルで彼らが州政府を掌握する可能性を現実化させて、印パ分離独立を制度的に準備する事になった⁽²³⁾。一九四〇年三月にムスリム連盟も「バクスタン決議」を採択したが、このような動きを最終的に後押ししたのが一九四六年三月に

提示されたイギリスの内閣使節団案、すなわち後のインド・パキスタン・バングラデシュの統一連邦案である。

国民会議派もムスリム連盟も一旦はこれを受諾したものの、結局は両者共に分離独立を選ぶ事になった。ガンディーの宥和努力にもかかわらずヒンドゥー・ムスリム混住地域では宗派紛争が激化し、一九四七年八月にムスリム多住地域は東西パキスタンとして（一九七一年に東パキスタンはバングラデシュとして独立）、ヒンドゥー多住地域はインドとして分離独立する。独立と共にパキスタンからはヒンドゥーやシク教徒がインドへ、インドからはムスリムがパキスタンへ難民となつて移動し、自発的で大規模かつ凄惨な「住民交換」にも等しい状況が起きた。印パ国境のムスリム多住地域カシミールでは帰属をめぐる一九四七年一〇月に第一次印パ戦争が勃発し、紛争地帯として今日に至っている。

元インド大臣であるピール卿は前述のピール委員会報告の中で、パレスチナにおける立法評議会構想へのシオニストの反対に言及した後、「インドのようなコミュニナラな相違によつてあまりにも深く引き裂かれている国において責任ある政府 (Responsible Government) を導入することの困難さ」にも言及している。ここで言う「責任ある政府」とはコミュニナラな枠に沿つて多数決原理を適用した結果つくられる、住民全体の意思を反映する政体

を指していると考えられるが、イギリス支配下で尖鋭化した宗派対立はその実現を阻んだ。ムスリム分離主義を唱え、パキスタン建国に思想的土台を与えたマウドゥーデー(36)は、イギリスや国民会議派が追求する「民主主義」はヒンドゥー多数派によるムスリム少数派の権利侵害に等しいと考え、民主主義や多元主義、ヒンドゥーとの共存に対する懐疑論を述べている。彼はイギリスがインドに適用しようとした「民主主義」を多数決原理の弊害と結び付け、少数派の目から否定的に捉えていたのである。パキスタンでは建国の結果ムスリムが多数派になつた後も、アフマディーヤ(38)など国内少数派への暴力を伴う「イスラーム化」が進行したが、それはカシミール紛争と共に、印パ分離独立後も(尖鋭化した多数決原理)が南アジアに影響を及ぼした一例と言えよう。

③ 東欧・中欧

第一次大戦後の東欧・中欧ではウイルソンの民族自決原則が受容されたため、事実上アメリカがこの原則の提唱を通じて多数決原理をこれらの諸国に適用したと見ても、本稿の文脈では大きな支障はないと思われる。

第一次大戦を経てオーストリア＝ハンガリー帝国、ロシア帝国、オスマン帝国が解体した事によつて東欧・中欧から中東にかけて「民族自決原則」の下に新たに独立した諸国は、この地域が民族

のモザイク地域であったために純粋な民族国家をつくるような国境画定ができず、多くの国が少数民族問題やそれに起因する隣国との紛争を抱えていた。そのため東欧・中欧諸国は、こうした紛争の解決策として、自国の少数民族と他国の少数民族の「住民交換」を行って可能な限り均質的な民族国家をつくらうとした。すなわち戦間期には、民族自決という多数決原理の一形態をモザイク地域に厳格に適用した結果として、少数民族の中に残り残される多くの「少数民族」が生まれたが、彼らを放逐して可能な限り均質的な多数派領域を創出するという考え方が広く共有されたのである。⁽⁴⁰⁾

戦間期東欧・中欧の少数民族問題の具体例は次節に譲り、ここでは戦間期に行われた住民交換の代表例として一九二三年のギリシア・トルコ住民交換が模範視された事に触れておく。パレスチナをユダヤ人国家とアラブ人国家に分割し、両国に残留するアラブ人少数民族とユダヤ人少数民族の交換を行う事を一九三七年に提案したイギリスのピール委員会報告は、そのような解決の先例としてギリシア・トルコ住民交換に注目しており、⁽⁴¹⁾次節で見えるようにフーヴァーも少数民族問題の解決策として住民移送を提言する際にこの先例に言及している。対照的にハンナ・アーレントは、住民交換（移送）自体を多数決原理の硬直的な適用がもたらした非人道的な帰結と見ており、多様な集団を包摂するはずであった国民

国家の変質を示す現象と捉える。彼らの議論の詳細は次節で提示される。

二・多数決原理と民族自決

——戦間期の「蹉跌」をめぐる二つの観察——

本節では一（二）で概観した戦間期の「蹉跌」についての同時代人の観察を検討する。ここで取り上げるのはハーバート・フーヴァー⁽⁴²⁾と、ドイツ系ユダヤ人の政治哲学者でアメリカへ亡命したハンナ・アーレント⁽⁴³⁾が、第二次大戦中から戦後にかけての主に一九四〇年代から戦間期を振り返った考察である。二人は異なる立場からではあるが、共にアメリカの視点から考える方向性を持ち、かつ二度の大戦への切実な問題意識から戦間期の「蹉跌」を振り返っている点で共通の俎上で検討が可能である。彼らが戦間期の「蹉跌」として共通に指摘しているのは、正に前節で検討した、非西欧モザイク地域に多数決原理が適用された場合の破局的な不適合性であった。この不適合性についての共通の指摘と、それに対する二人の微妙に異なる評価に注目する事により、（ア）一（二）で「多数決原理の失敗」と括って概観した状況が同時代人によっても同様に受け止められていた事を確認する、（イ）その「蹉跌」をアメリカの指導者が自国の理念との関係でどのよう

に見ていたのか、その見方の特徴をアーレントの見方との比較で浮き彫りにする、この二点が本節の課題である。

(二) フーヴァー及びギブソン共著『恒久平和の諸問題』(一九四三)

この書物はフーヴァー元米大統領が、第二次大戦中に、かつて自らの政権時代に国際軍縮会議の米国代表を務めた外交官ヒュー・ギブソン⁽¹⁴⁾と共著で、戦後の恒久平和のためにアメリカと国際社会は何をすべきかを提案したものである。

① アメリカの理念としての「個人の自由と代表制政府」

フーヴァーは、平和を構築する国際的努力として一六四八年のウエストファリア会議、一八一四年のウィーン会議、一九一九年のヴェルサイユ講和会議というヨーロッパ史における三大講和会議を比較しつつ、戦争か平和かを決定する「七つの動態的力」——イデオロギー的諸力、経済的圧力、ナシヨナリズム、軍国主義、帝国主義、恐怖・憎悪・復讐の複合したもの、平和への意志——がこの間どのように作用したかを分析する。彼は現代世界を「極めて病んでいる世界」と見なし、外科医が病根を取り除くように平和を妨げる根本要因を除去すべきであると⁽¹⁵⁾する。

次にフーヴァーは、アメリカ独立宣言から第一次大戦までの一四〇年間の国際関係において「七つの動態的力」がいかに作用したかを振り返るが、「イデオロギー的諸力」については、「個人

の自由と代表制政府」という思想が、アメリカ合衆国の成功と共に抑圧的思想を凌いで世界中で支配的になっていったとする。彼によれば、「個人の自由と代表制政府」こそ恒久平和に貢献し、逆に恒久平和があるからこそ「個人の自由と代表制政府」が可能になる⁽¹⁶⁾。この論旨は本書全体を貫いているが、代表制政府の根本にある多数決原理についてフーヴァーはここでは楽観的である。「代表制政府が機能するという事は多数派の支配を要するが、それはしばしば言われるような多数派による暴政ではない。代表制政府の第一の土台は個人の不可侵の権利にある。それらの権利の侵害への抗議は、速やかに少数派を多数派に変えるのである」⁽¹⁷⁾。

更に彼は同じ一四〇年間におけるナシヨナリズムを振り返り、多数の未回収領土 (TERRITORIES)⁽¹⁸⁾ がヨーロッパ中にあつた事を強調する。フランス人、ポーランド人、デンマーク人の一部がドイツの下に、ギリシア人の一部がトルコとブルガリアの下に、セルビア人とルーマニア人の一部がオーストリア・ハンガリー帝国の下におかれるなどである。本国から切り離された少数派を支配下において政府は、少数派の文化や制度を抹消し支配人種に彼らを吸収しようとするため、少数派の本国では他国に取り残された同胞への同情と、その他国への憎悪が渦巻く。これらの民族主義的圧力の中に第一次大戦の原因があつたとフーヴァーは述べ、少数

派の「自由を求める熱情」⁽⁸⁾に言及するが、これが、彼がウィルソンの民族自決を「自由を求める諸民族の解放」として肯定的に捉える伏線となっている。

重要なのは、アメリカを第一次大戦に参戦させたのは「個人の自由と代表制政府」の理念であると述べたフーヴァーが、ウィルソンの参戦の意図を説明するくだりである。「しかしアメリカ合衆国に関する限り、これが圧倒的に、侵略を敗北させ、個人の自由と代表制政府を世界中で最高のものとするための武装した十字軍であった事を受け入れる事なくして、ウィルソン大統領によって表明された理想や目的を読む事はできない。これらの目的はアメリカ人民によって支持され、『戦争を終わらせるための戦争』『世界を民主主義にとつて安全なものとするための戦争』『軍国主義と侵略を破壊するための戦争』『人類に自由をもたらすための戦争』といった大衆受けのする用語に急速につくり変えられていった——こうした全てがアメリカの目的の性格の充分な証拠である」⁽⁹⁾。

この説明は、ウィルソンが第一次大戦後に唱えた民族自決が、「個人の自由と代表制政府」を世界中で促進する事によって平和を築くという理念と運動していた、という全体的な論旨とつながっていく。フーヴァーは二度の世界大戦におけるウィルソンと

ローズヴェルトの戦争目的を比較対照させるが、両者とも「自由」の語を多用し、自由（精神的自由、経済的自由、人民の自決を含む）を守る事を戦争目的に掲げているのが一目瞭然である。更にフーヴァーは戦間期のアメリカの国際平和観が「個人の自由と代表制政府」の理念に基づいていた事を次のように説明する。「思慮深いアメリカ人にとって、ヴェルサイユ後の恒久平和の殿堂の礎石は国際連盟ではなかった。真の希望は代表制政府にあった。……この平和的な意味で彼ら「新たに解放された人々」が自らの権利を主張する能力は、講和条約と共に旧軍国主義地帯に芽生えていた代表制政府と個人の自由という柔らかな植物の成長に依存していた。当時の我々の見方によれば、国際連盟の主な目的は、これら自由の諸力の成長を保護する事だったのである」⁽¹⁰⁾。

そしてこの「ウィルソン大統領によって非常によく定式化されたアメリカの理想」、すなわち「個人の自由と代表制政府」は、大戦後の世界で民族自決と結び付いて急速に広がっていった。「フィンランド、ラトヴィア、エストニア、リトアニア、ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニア、クロアチア、セルビア、スロヴェニアの解放された人々は全て、個人の自由と代表制政府を民族生活の土台として採用した」。その結果代表制政府はロシア国境までの全ヨーロッパに広がり、人間の自由が文明世界全体

で勝利を収めたかのように見えた、とフーヴァーは回想している。⁽⁵⁵⁾

② アメリカの理念の「蹉跌」

—— 東欧・中欧の未回収領土と少数民族問題 ——

しかし「自由の諸力」を国際連盟が育てるには大きな障害があった、とフーヴァーは振り返る。ヴェルサイユ講和条約にはドイツへの懲罰的条項が含まれ、これがドイツの代表制政府の安定的発展を妨げた一方、四つの旧帝国から生じた十三の新政府は経済的協調をしなかつたため、戦前は一体であった経済が国境によつて寸断され、産業の麻痺と失業につながつた。加えて、大戦後ヨーロッパから中東にかけての地域で民族自決権を得た諸民族の「破壊的ナシヨナリズム」は、アメリカの樂觀的シナリオを大幅に裏切るものであつた。

講和条約期に、彼らの宣言された自決権の下に、抑圧された諸人種——フィン人、エストニア人、ラトヴィア人、リトアニア人、ポーランド人、チェコ人、スロヴァキア人、クロアチア人、セルビア人、スロヴェニア人、アルメニア人、ブルガリア人、アゼルバイジャン人、アラブ人——全てが独立を宣言した。ベルギー、セルビア、ルーマニア、ギリシアの亡命政府は掠奪された彼らの暖炉に戻つた。

民族精神の有益な発展がどこで終わり、利己的で破壊的なナシヨナリズムがどこから始まるかを示す確たる境界線はない。確かに、これらの新興政府のいずれもが軍隊を直ちに組織した。彼らは自分達が確保できる最大限の領域を占領した。彼らは、自分達の人種の・歴史的・経済的な領域がどこまで広がるべきかをめぐつて無数の紛争に陥つた。かくしてヨーロッパの諸国民と領域は、講和会議が開催される前に主要な部分は決められていた。「中略」そして彼らは会議の時間と活力の多くを、自分達の問題の中に吸収したのであつた。⁽⁵⁶⁾

ウイルソンの理想とヨーロッパの現実とのこのような乖離が起つた原因を、フーヴァーはアメリカが「三百年「他と」分離して来たこと」に求める。

アメリカ人は一般に、我々の三百年の分離の間に、我々の物の見方、我々の政治的・社会的な思想と理想が、ヨーロッパの実際的な手法と諸問題からいかに遠く乖離してしまつたかを認識する事ができないでいた。これは、我々の理想がより優れているという主張において言われているのではない。それは単に、出来事に深い影響を与える事になつた展開を示

唆しているだけである。

我々の隣人の積年の憎悪からの自由、侵略の恐怖からの我々の自由、我々の数世紀にわたる国民的安全、我々の豊富な資源、我々の生活の容易さ、自由 (liberty) の祝福は、我々がヨーロッパのそれと全く異なる概念の贅沢に浸る事を可能にした。新世界で新設で独立したスタートを切ったため、我々の民主主義の概念は民主的ヨーロッパの階級的階層化や階級障壁や階級政府から乖離してしまつたのである。我々はいくつもの思考において遠く乖離してしまつていた。

我々の温かい希望は直ちに、数世紀にわたるヨーロッパの習俗の凍てつくような寒風に遭遇した。彼らにとつて我々は、彼らの問題を扱うには実際的でない異質な概念の持ち主であつた。我々の考え方は彼らの現実的な必要性の背景と衝突した。我々の代表たちはこれらの何十もの民族の中で動いてゐる微妙な諸力や、我々の考え方の幾つかを受け入れる事への真の障害について殆ど理解していなかつたのである。⁽⁸⁾

上記引用の特に最後の段落は、「ヨーロッパ」を「中東」と置き換えれば、現在のアメリカの中東政策にも大筋において当てはまるような指摘である。更にフーヴァーは、ヨーロッパ (東欧・

中欧を指す) の少数民族問題と未回収領土の問題を次のように振り返つてゐる。

この時期のナシヨナリズムにおける、爆発的な性格を持つ副次的問題は、ヴェルサイユ条約によるヨーロッパの未回収領土の扱いにあつた。合理的な国境線を引くのが、不可能とは言わなくとも困難である住民混住地域が沢山ある。というのも、混住地域を通る境界線は、大量の人々を彼らの祖国から引き離した状態におくからである。民族主義的な煽動と抑圧が両者の側で始まつた。ヴェルサイユ条約と共にこれらの境界線はどこでも、勝者の有利になるように引き延ばされた。多くの膿みただれるような未回収領土はまだ残つていたし、新たなものもつくられた。条約は多くのロシア人、リトアニア人、ドイツ人をポーランドの下においた。それは多くのハンガリー人、ブルガリア人、ロシア人をチェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィア、ルーマニアの下においた。それは多くのドイツ人をチェコスロヴァキアとフランスの下に、アラブ人をイギリスの下においた。等々である。それは全て要求の叫びと混乱を増大させた。⁽⁹⁾

ここでフーヴァーは、戦間期における「平和への意志」（七つの動態的力）の一つ）が結実したものとして「主に米英の主導権の下に」設立された国際連盟の役割を振り返り、連盟の重要な目的の一つとして「民族的少数派の保護」を挙げているが、「ヨーロッパの真の痛——未回収領土——は手つかずであった。それは、諸条約と国境の修正を伴ったであろう。未回収領土のこの病は、第二次世界大戦の主要な原因の一つとなったのである」と指摘する。国際連盟が対処に失敗した少数民族と未回収領土の代表的な問題が、ヴェルサイユ条約の下で三五〇万人のドイツ語を話す人々がチェコスロヴァキアに編入されたズデーテン問題であった。⁽⁶²⁾

「第一次大戦という近代的総力戦の後遺症」として諸民族間の憎悪とりわけドイツへの懲罰感情が顕著であった折も折、ポーランドとチェコスロヴァキア等に大きなドイツ人集団が従属した事は新たな爆発の原因をつくり、他方で代表制政府の弱体化や経済停滞という社会状況に乗じて共産主義とファシズムが浸透して自由を脅したため、戦間期の「平和」は多くの軍縮会議にもかかわらず瓦解した、とフーヴァーは見る。

③ 恒久平和の土台

——「個人の自由と代表制政府」、及び少数派問題の解決——
注目されるのは、フーヴァーが上記のように「個人の自由と代

表制政府」、またそれと深く関わる民族自決というウィルソンの理想がヨーロッパの現実にあつた挫折し、第二次大戦を防ぎ得なかつたと振り返っているにもかかわらず、第二次大戦後の平和構想を提示する際に、「蹉跌」をみたまはすのその同じ理想を再び掲げている事である。「戦後の平和に向けての提言」3. 確かに、アメリカに関して言えば、この戦争「第二次大戦」は全体主義と専制に抗して個人の自由を擁護する十字軍である。これらを破壊し、「どこでも」個人の自由と代表制政府に取って代わらせる方向性は、戦争に入るにあたって我々が表明した目的によって平和構築者に既に課されているものである」。

フーヴァーは、ローズヴェルトの第二次大戦におけるイデオロギー的目標とウィルソンの第一次大戦におけるそれとは「自由」という点で類似し、今次大戦は「アメリカの理想を確立するための第二の十字軍」であるとす。つまりウィルソンの理想は戦間期における「蹉跌」にもかかわらず理念としては間違っていないかつたというのである。「提言」4. ∴平和は代表制政府を促進する事の上に構築されるべきであるという一九一九年のアメリカのテーゼは正しかったのであり、恒久平和への希望の最良の土台であった」。

しかし理念としては正しくても、民族自決を含むウィルソンの

なアメリカの民主化構想を複雑な民族構成を持つヨーロッパ（東欧・中欧）にそのまま適用した故の「蹉跌」は、今後の教訓として生かされるべきであるとフーヴァーは考える。「提言」5. 個人の自由と自由意志のイデオロギーは機関銃で押し付けられるものではない。間違った考えは戦争や条約によって治され得るものではない。それらは心と魂の問題である。いかなる支配的な思想の恒久的な受容も、諸人種の習俗と彼らの知的プロセスに深く根ざしている。自由は天からのマナのように来るものではない。それは限りない忍耐と大いなる人間の労働によって、岩だらけの土から耕し取り出されねばならないものである⁽⁸⁾。

フーヴァーはナシヨナリズムが更に燃え上がる「戦後」の到来を予想しながら、アメリカは自由への願望に基づいて諸国民の自決を擁護していくと述べるが、戦間期の教訓を生かし、平和のために民族自決には一定の制約を課す事を提言する。経済障壁と軍事行動の制限に加えて、彼の提言は戦間期の紛争の原因となった少数派問題の解決策に及ぶ。「提言」27. 百年の苦い経験は、ヨーロッパの未回収領土が戦争の恒常的な源である事を示している。住民の移送という英雄的な業さえ考慮されるべきである⁽⁹⁾。

後半部分は一見唐突でラディカルな提案であるが、前述のように住民移送は東欧・中欧では戦間期に盛んに行われていたもので

あった事を考えると、事後の正当化にすぎないとも言える。フーヴァーは続ける。「移動の困難は大きいが、少数派の恒常的な苦しみや戦争の恒常的な繰り返しよりはましである。大半のケースに関わる行為は、この前の戦争後のギリシア人とトルコ人の移送よりは徹底的ではない——そしてその移送によってもたらされた緊張の減少は、二つの国民の繁栄と友好の両方を目に見えてよりよいものにしたのであった。勿論、現実の最終的な業の可能性については慎重な研究がなされるべきである」⁽¹⁰⁾。

だが、この移送提案は、実は単なる事後の正当化ではなかった。彼はこれと相前後してパレスチナのアラブ人の移送計画をパレスチナ紛争の解決のために作成し、ホワイトハウスに提出していた事が知られている⁽¹¹⁾。それは将来ユダヤ人国家となる予定地から少数派に転落するはずのアラブ人を予め追い出しておく事を意図したものであった。

整理すれば、「個人の自由と代表制政府」及びそれと関わる民族自決というウィルソンの理念を東欧・中欧に適用したところ、「ヨーロッパの習俗」（東欧・中欧の民族構成の複雑さに由来する政治文化）に適合せず、「利己的で破壊的なナシヨナリズム」が横行した事をフーヴァーは認める。彼はアメリカの理念がこのようにヨーロッパの現実と乖離した原因をアメリカの長期にわたる

孤立故のヨーロッパに対する理解不足に求め、たとえ正しい理念であっても現地の「習俗」（文化伝統）や「心と魂の問題」がある以上、武力行使や戦争で押し付ける事はできないという重要な教訓を引き出す。しかしそれにもかかわらず結局彼は「一九一九年のアメリカのテーゼは正しかった」と断言し、第二次大戦後の平和構想の土台として、多数決原理に基づく同じ理念に回帰しようとするのである。しかも多数決原理の限界への処方箋として、彼自身が本書全体で擁護している個人の自由や権利と衝突する、少数派の住民移送——多数決原理に基づく少数派の「放逐」——という解決策を最後に提示してためらわない。フーヴァーのこうした論理展開そのものの中に、「アメリカの民主主義」の根底にある（多数決原理への強力な執着）の一例を見る事は可能であろう。

（二）民族国家と人権の終焉

——アーレントの見たモザイク地域における多数決原理の帰結——
フーヴァーが指摘した戦間期の少数派問題に別の角度から光を当てたアーレントの議論は、『全体主義の起原』（一九五二）の第二部第五章「国民国家の没落と人権の終焉」に見える。

アーレントは、「民族自決権をすべての民族集団とすべてのヨーロッパ諸国に拡大することを約束した一九一九〜一九二〇年

の平和条約の結果」、第一次大戦後のヨーロッパには二五〇〇（三〇〇〇万人の「少数民族」（公式に少数民族条約の規定による地位にある人々）⁽²³⁾）が生まれたと述べている。すなわち彼女によれば、「少数民族」は民族自決原則によっていわば「創られた」のであった。彼女はこの少数民族問題の紛糾の原因を、住民の同質性と土地との強固な結び付きという西歐的な国民国家の条件がモザイク地域である東欧・中欧の現実に適合しなかったにもかかわらず、それが同地域に無理に適用された事に求める⁽²⁴⁾。それでは第一次大戦後、西欧の論理が東欧・中欧に押し付けられたのは何故であつたのか。

フーヴァーが「個人の自由と代表制政府の拡大」というアメリカの理念からこれを説明するのに対し、アーレントは「ヴェルサイユ平和会議の目的はヨーロッパに現状を回復することだったため、西欧の原理を東欧に適用する以外に道がなかった」と説明する。しかしこの適用の試みが露呈したのは、「西欧の国民国家体制が全ヨーロッパに拡大し得ないものである」という不適合性であり、「ヨーロッパは二五〇年以上にもわたって、全人口のほとんど四分の一については適用不可能な国家形態の中で生きてきた⁽²⁵⁾」という実態であつた。西歐型国民国家は住民の同質性を基盤とする実質的な民族国家であつたため、これが適用された東欧・

中欧の新興諸国内部の少数民族は多数派民族への同化を強いられる事になったのである。

しかしポーランドのように規模の大きい少数派を抱える場合（ポーランド人は全人口の約六〇%にとどまる）、同化は困難であった。他方、少数民族の国境を越えた連帯が強まるにつれて、居住国への彼らの帰属感^⑦は失われた。このように一国の中で多数派民族と少数民族が対立して「国民」としての共存関係が失われた状態を、アーレントは「法的制度としての国家から民族的制度としての国家への変質^⑧」と呼んでいる。この現象の極端な帰結が、チェコスロヴァキアからの全ドイツ人の追放などの強制的集団移住であった。

第二次大戦中から大戦直後にかけて行われたこの種の強制移住は、ヨーロッパ列強が「諸民族混在地帯」をこの機会にできる限り整理^⑨しようとした結果であったとアーレントは述べる。それは戦間期に東欧諸国からユダヤ人をはじめとする少数民族が放逐されて国籍を剥奪され、どの国家にも保護されず人間としての権利も保障されなかった現象の延長線上にあった。アーレントはどの国にも帰属できない「displaced persons」の問題を、住民の均質性を暗黙の条件とする西欧型国民国家体制を「民族自決」という形で、住民が不均質な東欧・中欧に適用した結果露呈した、多数

決原理の破局的な負の側面であると捉えた。モザイク地域における民族自決（多数決原理）の厳格な追求は全ての国民を平等に包摂するという「国民国家」本来の理念の瓦解を招き、個人の自由を含めた人權の終焉につながったという。

アーレントの以上の議論は、ウィルソンの理念自体はあくまで正しかったというフーヴァアの結論が現実の深刻さを過小評価する楽観論であったこと、また第一次大戦後のアメリカの外交理念において、「多数決原理」が堅持される傍らで欠落してきた要素があつたことをはからずも照らし出している。その要素とは、「少数派の包摂」の発想であつた。

三、多数決原理と「アメリカの民主主義」

——トクヴィルの洞察と警告——

前節のフーヴァアの論理展開に見られた（多数決原理への強力な執着）の根源はどこにあるのか。この問題を考察する一助として本節では、アメリカの民主主義における多数決原理の位置づけと思想的背景を考究したアレクシス・ド・トクヴィル（一八〇五～一八五九）の著書『アメリカの民主主義』（一八三五、一八四〇）の関連部分を取り上げる。一八三〇年代のアメリカ社会に対するフランス知識人の非凡な洞察は、フーヴァアの議論に

表れたアメリカの外交理念と対外行動の本質や、その根源にある時代を超えた要素を「アメリカの民主主義」との関係でよく説明するため、その点を提示する事も本節の目的である。

また前節ではフーヴァーの叙述を通して、ウイルソン、フーヴァー、ローズヴェルトといったアメリカの政治指導者が理念としての多数決原理やアメリカ型民主主義を、過去の蹉跌にもかかわらず、或いは現地に固有の伝統や構造を十分に考慮しないまま、他地域に一律に適用しようとする根強い傾向を持つ事が窺われたが、このような行動様式の思想的原因についてもトクヴィルの議論から手がかりを得る事を試みる。

(二) 多数決原理 (「多数の全能」と多数の暴政

トクヴィルはまず、民主政治の土台が多数決原理である事を繰り返し確認する。「民主制の法律は一般に最大多数の利益を目指すものである。というのも、それは国民全体の多数に発し、多数者は錯誤を犯すことはあつても、それ自体に反する利害をもつはずはないからである」⁽⁷⁹⁾。「多数の力が絶対的であるのは民主政治の本質に由来する。民主政体にあつては、多数者の外に抵抗するものは何もないからである」⁽⁸⁰⁾。

他方トクヴィルによれば、民主政治の土台である多数派の力はアメリカ合衆国において危険なほど絶大であった。「…合衆国で

は多数は絶大な事実上の力を有し、またほとんど同じように巨大な意見の力をもっている。そして、ある問題について一度多数が形成されるや、その歩みを止めるどころか、せめてこれを遅らせることのできる障害すらほとんど存在しない。多数派が抵抗を受けて、自らが踏み潰してきた人々の嘆きに暫し耳を傾ける時間を与えられることもない。「改行」この事態の帰結は恐るべきものであり、将来にとつて危険である」。「私は前に、民主主義の政治に本来伴う弊害について述べた。そうした弊害は例外なく多数の権力とともに増大する」。「合衆国で組織されたような民主主義の政府について私がつとも批判する点は、ヨーロッパで多くの人が主張するように、その力が弱いことではなく、逆に抗しがたいほど強いことである。そしてアメリカで私がつとも嫌うのは、極端な自由の支配ではなく、暴政に抗する保障がほとんどない点である」⁽⁸¹⁾。

トクヴィルの非凡さは、アメリカ独立革命が到達した人民主権概念を、「自由」よりもむしろ強大な政治権力の出現と結び付けて理解し、「多数の暴政」⁽⁸²⁾という民主主義に内在する逆説を指摘したところにあつた。関連して注目されるのは、自由の天地と考えられているアメリカ合衆国においてこそ「自由」はなく、専制の危険があると力説している点である。彼の目には、保守的とい

うイメージを持たれているヨーロッパの方が精神の自由が保障されていると映った。「アメリカに精神の自由はない」⁽⁸⁴⁾とまで彼は言い切る。

多数者の権力がヨーロッパで知られているいかなる権力と比較しても、どれほど圧倒的であるかは、合衆国における思想の営みを検討してみても初めて明瞭に認識される。「中略」

総じてアメリカほど、精神の独立と真の討論の自由がない国を私は知らない。

ヨーロッパの立憲国家ではどんな宗教理論、いかなる政治理論であれ、自由に説くことができ、立憲国家以外にもそうした理論はすべて浸透している。なぜならヨーロッパでは、どんな単一の権力の下にある国であっても、真実を語ろうとする者は、…支持者をどこかに見出すからである。…ところが、合衆国のような構造の民主主義の中には、ただ一つの権力、力と成功のただ一つの要素しか見当たらず、それ以外には何も存在しない。

アメリカでは多数者が思想に恐るべき枠をはめている。その限界の内側では作家は自由である。だが一步その外へ出れば、禍が降りかかる。…何を求めても彼は拒絶され、榮譽も

与えられない。意見を公にする前には支持者があると信じていたのに、天下に見解を明らかにしてみると、支持する者は誰も目に映らない。彼を非難する者は声高に叫ぶが、彼と同じ考えの者は口に出す勇気がなく、沈黙し、遠ざかっていくからである。彼は譲歩し、やがて日々の圧力に屈し、まるで真実を語ったことを悔いてでもいるかのように、沈黙に返る。⁽⁸⁵⁾

彼によれば、多数派の意見に屈して自らの少数意見を自粛する「廷臣の精神」は「アメリカ諸州の共和国のような構造の民主主義国において特に著しい。ここでは多数の力があまりにも絶対的で、抗いがたいので、多数者が予め引いた路線から外れようと思えば、いわば市民権を放棄し、ある意味で人間の資格をも捨てなければならぬからである」⁽⁸⁶⁾。トクヴィルはマディソンの「ザ・フェデラリスト」第五一篇を引用しつつ、「多数の暴政」が権利の行使を危うくする結果、人民と無縁な権力を招来する危険性を指摘している⁽⁸⁷⁾。この一見逆説とも見える現象は、民主主義を支える二つの主要な概念、すなわち「自由」と「平等」の根源的な緊張と関わりがあるのであった。

(二)「自由」と「平等」の緊張

トクヴィルは、国民の平等化が進んだ民主的国家にこそ、個人

を無力化し「自由」を制限する強力な専制政府が出現する可能性がある」と警告した。前述のように彼はアメリカ合衆国にこそ多数派に抗する精神の自由がないと論じたが、それは国民の平等化がヨーロッパに比べて進んでいる事と関係する。「…社会状態が民主的な国民以上に、行政の集権の軛に囚われやすい国民はない。…こうした国民の恒久的傾向として、統治権の一切は人民を直接に代表する単一の権力の手に集中される。なぜなら、人民のほかにはもはや、大衆全体の中に埋没した平等な個人しか見出せないからである」⁽⁸⁸⁾。「境遇が平等になればなるほど、人間個人の力は弱くなり、人々はますます大衆の流れに身を任せ、大衆が見捨てた意見に単独で固執することはいよいよ難しくなる」⁽⁸⁹⁾。「平等は人を同胞市民の一人一人から独立させるが、その同じ平等が人間を孤立させ、最大多数の力に対して無防備にする」⁽⁹¹⁾。「民主的国民にあつては、個人の力は非常に弱い。だが、万人を代表し、万人を掌握している国家の力はきわめて強い。民主的國家におけるほど市民が小さく見えるところは他にない。そこにおけるほど国民全体が大きく見え、精神がこれを巨大に描きやすいところはない。民主社会では、自分自身を思い浮かべるとき、人々の想像力は萎縮する。國家を思うとき、それは無限に拡大する」⁽⁹²⁾。平等化が進んで「市民の一人一人が弱体化し、その結果自由を単独で保持す

ることが不可能になる」という「平等が生む可能性のある弊害と戦う効果的な手段」こそ政治的自由である、というのが彼の主張であつた⁽⁹³⁾。

ここまでのトクヴィルの議論との比較で際立つのは、前節で見たフーヴァーの、多数決原理に対する次のような楽観である。「代表制政府が機能するという事は多数派の支配を要するが、それはしばしば言われるような多数派による暴政ではない。代表制政府の第一の土台は個人の不可侵の権利にある。それらの権利の侵害への抗議は、速やかに少数派を多数派に変えるのである」⁽⁹⁴⁾。しかしトクヴィルの議論に照らせば、事態はフーヴァーの想定したほど単純ではないはずであつた。トクヴィルによれば、民主主義の深化は平等の促進と関わっているが、実は平等化が進むほど個人は弱体化し、民主主義のもう一つの根源的価値観である「個人の自由」が正に侵されるといふ逆説が生じるからである。この洞察に照らすと、戦間期東欧・中欧における民族自決をめぐる混乱の背景に、ウィルソンらアメリカの指導者が多数決原理の実現する「多数者の自由」を重視するあまり「多数派による暴政」——少数民族への抑圧——の危険性を考慮しなかつたこと、つまり「少数者が失う自由」という視点の重大な欠落があつた事が浮かび上がる。

(三) 神意としての民主主義、普遍的価値として広がりゆく民主主義

しかしトクヴィルにとって、「平等」が上記のような潜在的危険性を持つにもかかわらず、神の意志を反映した普遍的価値観である事は否定しようがなかった。「境遇の平等の漸次的進展はそれゆえ神の御業であり、たしかにその主要な特徴がそこには認められる。すなわちそれは普遍的持続的であり、日ごとに人の力で左右しえぬものとなりつつあり、すべての出来事、すべての人々がその進展に奉仕している」。「今日の人々が：平等の漸次的段階的進展こそ人類の過去であり、未来であるという認識に至るならば、それだけでこの進展は至高の主の意志にふさわしい神聖さを帯びる事になろう。そのとき、デモクラシーを阻止しようと望むのは神への挑戦と映り、諸国民に許されるのは神意によって与えられた社会状態に適応することだけであろう」⁽⁹⁶⁾。

これらの言が言われている序文はトクヴィル自身の信仰（「宗教的畏怖」）に根ざす民主主義への明るい信頼を格調高く吐露している一方、彼はこのような個人的感慨とは別に、「平等」概念のもう一つの重要な思想的帰結を客観的に考察している。すなわち彼によれば、「平等」はアメリカ人に人間の無限の完成可能性の観念を吹き込んだ。身分制社会では「人はみな人間の力の最終的限界を自分自身のすぐ近くに認め、抗し難い運命に戦いを挑む

ものはいない」⁽⁹⁷⁾が、諸階級が互いに近づいて個人の運命に身分的な障壁がなくなると、人間精神には「一つの理想的完成のイメージ」。「人間は無限に完成可能であるというこの哲理」が生まれる。つまり「平等」概念の革命性は、単に身分制を取り除いたにとどまらず、人々の思考から限界を取り除き、思考の地平を無限の彼方に押し広げ、「未来に向かう一直線の進歩」「永遠の可能性」の概念を生んだ点にこそあった。「貴族制の国民は自然、人間の完成可能性にあまりにも狭い限界を付しがちであり、民主的国民は時としてこれを途方もなく拡大する」。「平等」概念のこのような帰結は、別の角度から見ると、自らに当てはまる事は他者にも同様に当てはまるといふ単純な世界観と、一般化の傾向を生んだ。

民主的な国に住む人間は、逆に、身近にほぼ似たような存在しか見出さない。そのため人類の一部という発想が浮かばず、全体を見渡すまで思考が拡大、膨張してやまない。自分自身に該当する真理はすべて同胞市民や自分の同類の誰にも等しく同じように当てはまるように思われる。いちばんの関心の対象であり、それ以上に興味もある事柄を一般観念で考える習慣に馴染んでいるので、他のどんな事柄を考えるにもこの習慣をもちこむ。その結果、あらゆるものごとくに共

通の規則を見出し、数多い対象を一つの同じ形にまとめ、一連の事実をたった一つの原因で説明しようとする欲求が人間精神の熱烈にして、しばしば盲目的な情熱となる。⁽¹⁰⁾

つまり自らが正しいと考える価値観を世界の様々な価値観の一つとして相対化できず、異なる価値観を持っているかも知れない相手にそのまま適用してしまう傾向がある、というのである。国民の平等化が進んでいる民主制だからこそこのような独善的な思想が生まれ得るといふこの指摘は、前節で見たフーヴァーと、彼が自著の中で代弁していると自負するウィルソンやローズヴェルトの、「自由」を世界大に広げようとする態度をも説明する。

トクヴィルは更に、キリスト教がアメリカの民主主義に普遍的な土台を与えている事にも着目した。「アメリカ人はキリスト教と自由とを頭の中でまったく一つのものと考え」、アメリカの諸州の共和政はキリスト教信仰に基づいて自由を保障している⁽¹¹⁾と彼は述べている。またアメリカの民主政治の成功故にアメリカ人が抱く、自分達は「偉大な人民」であるという「胸いっぱいの誇り⁽¹²⁾」も特筆に値した。

イギリス系アメリカ人は、…普遍的理性に道徳的権威を認

め、何が許され何が禁じられ、真理と虚偽はどこで分かれるかを識別するのに頼るべきは、万人の感覚であると考え。…誰もが人間の完成可能性を本気で信じ、…誰もが社会を全体として進歩するものとみなし、人類を一つの動く情景に描き、そこでは何事も永久に停止せず、停止すべきでないと考え。…

私はこれらの意見がすべて正しいとは言わないが、それらがアメリカ人の意見なのである。

イギリス系アメリカ人はこのように共通の意見で結び付くと同時に、彼らはある誇りの感情によつて他のあらゆる国民から区別される。

この五〇年来、合衆国の人民は、自分たちは宗教的に開明的で自由な唯一の国民である、と繰り返し聞かされてきた。彼らは、世界の他のところでは失敗している民主的な諸制度が彼らの国ではこれまで繁栄しているのを見ている。彼らはだから誇大に自己を評価し、自分たちは人類の中でも特別の種を形成していると思いかねない。⁽¹³⁾

アメリカの民主主義を支える「自由」と「平等」という二つの概念の根底にはキリスト教信仰が厳然とあること、神意としての

民主主義の進展と人間の無限の完成可能性という「平等」概念に由来する考え方に、民主主義という普遍の価値に到達した自分達の「偉大さ」への共有された誇りが加わったこと——トクヴィルの洞察は、これらが記録された時点から百年以内にアメリカの対外行動の中に明確に観察されるようになる「アメリカの民主主義は普遍的な価値ある制度として世界中に適用されねばならない」という政治的信念の起源が、アメリカの民主主義の本質自体の中に見出される事をはっきりと示唆している。

(四) 民主主義や多数決原理の形態を多様にする「その国の自然と歴史的与件」

トクヴィルは自国の民主主義に対するアメリカ人の自信を指摘する一方、客観的に見ると「アメリカの民主主義」の普遍性は自明ではない、と留保を付けてもいた。「合衆国の制度を民主的制度一般から区別する慎重さが必要と思われ」、「アメリカ人とは社会の組織に仕方が異なる民主的国民を想定することはできない」。具体的には、

すなわち、多数者の本当の意思に基礎をおく政府ではあるが、多数者がそれに固有の平等本能を抑え、秩序と国家の安定のために一つの家系あるいは一人の人間に執行権の全権限

を委ねることに同意する、そういう政府を考えることは不可能であろうか。合衆国以上に国家の諸力が集中し、国政一般に及ぼす人民の影響はアメリカほど直接ではなく、逆らいがたくもないが、それでも市民一人一人がある程度の権利を有し、政府の動きにそれなりに参与する、そういう民主的社会を想像することはできないであろうか。

この種の民主的制度が用心深く社会にとりいれられ、少しずつ習慣に馴染み、人民の意見と次第に一体化するならば、それはアメリカの外でも存続しうるのではないだろうか。：

：私は、アメリカのデモクラシーが示した例にわれわれも倣うべきであり、目標達成にそれが用いた手段を真似するべきだと信ずるものではない。なぜなら、私は、その国の自然と歴史的与件が政治の諸制度に及ぼした影響を知っており、また、自由がどんなところでも同じ形で再生産されねばならぬとすれば、それは人類にとって大きな不幸だと考えるものだからである。⁽¹⁶⁾

民主主義と自由の「形」の多様性についてのこの認識は、トクヴィルが「アメリカの民主主義」を高く評価しつつも唯一の普遍

的な形態とは考えず、アメリカ文化とは異なる文化伝統と調和し得る「非アメリカ的形態の民主主義」をも想定していた事を意味する。注目されるのは、「多数者の本当の意思」に基礎をおきさえするならば、民主政治の根本にある多数決原理でさえも、それに固有の平等原則の緩和などを通じて弾力的運用があり得ると示唆している点である。つまり民主主義を信奉する十九世紀フランス知識人の目には、徹底した平等概念に基づく厳格な「アメリカ型」多数決原理は「その国の自然と歴史の与件」次第で必ずしもそのまま適用されなくてもよい、修正の余地あるものと映っていたのである。

民主主義には普遍的部分と、文化伝統（彼自身は「習俗」とも呼ぶ）に根ざす個別的・可変的部分がある——トクヴィルの多様に開かれたこのような視点はフーヴァーや、彼が著書の中で代弁する限りでのウイルソンやローズヴェルトには見出す事ができない。更に、トクヴィルの言う「その国の自然と歴史の与件」や「習俗」を「イスラーム」や「多宗派社会」等と具体的に置き換えれば、彼の議論は「アメリカの民主主義」をそのまま非西欧地域に押し付ける事への留保という、極めて今日的な意味合いを帯びる。⁽¹⁰⁾

(五) 「アメリカの民主主義」と他者への「合法的」抑圧

トクヴィルはアメリカの民主主義を考える際の最大の矛盾と暗部を見逃さなかった。インディアンと黒人奴隷の問題である。しかし彼の叙述は揺れ動いており、基本的に事実を記すにとどめ価値判断を控えるように見える。⁽¹¹⁾ インディアンについては無主地におり、滅びる運命にあるとしつつ、別の箇所では彼自身が目撃した「言い表すこともできないような惨禍」、「想像を絶する」「強制移住に伴う恐るべき害悪」を描写する。

一八三一年の終わりに、私はミシシッピの左岸、ヨーロッパ人がメンフィスと呼ぶ地にいた。私がこの場所にいる間に、チヨクトー族…の大群がそこにやってきた。この蛮民は彼らの土地を去り、ミシシッピ右岸に渡って、そこにアメリカ政府が約束した安住の地を見つけようと期待したのであった。ちょうど真冬のことであり、その年の寒さはいつにない厳しさであった。地面はすでに根雪で固まり、河には巨大な流水が流れていた。インディアンは家族を伴い、隊列の後尾には負傷者や病人、生まれたばかりの子供や死にゆく老人が従っていた。テントも荷馬車もなく、僅かばかりの食料と武器があるだけであった。私は彼らが大河を渡るべく船に乗るのを見たが、厳粛極まるその光景は決して私の記憶から去らぬ

あろう。これだけの群衆が集まりながら、すすり泣く声もうめき声も聞こえず、彼らは黙りこくっていた。彼らの不幸はいまに始まるものでなく、彼らはこれを癒しがたいものと感じていた。…⁽⁹⁾

彼はインディアンの土地の収奪が「まったく合法的に行われている」有様も描く。政府の派遣した白人使節の巧みな説得と脅しに「半ばは納得し、半ばは強いられて、彼らは去っていく。こうしてインディアンは新たな原野に住もうと出かけるのだが、白人はその地にも一〇年と平穩に暮らすことを許さぬであろう。このようにしてアメリカ人は、ヨーロッパのもっとも富裕な主権者といえども買い取れぬほど広大な領域全体を、捨て値で手に入れる⁽¹⁰⁾」。またトクヴィルは民主政であるほど白人と黒人の融和は難しいとも予想する。「専制君主が現れて、アメリカ人とかつての奴隷とをひとまとめに同じ軌につなげたとすれば、おそらく彼は両者の混交に成功するだろう。だが、アメリカ流の民主政治が国政の主導権を保持する限り、何人もそのような試みをあえてなすまい。すなわち、合衆国の白人は自由になればなるほど、いっそう隔離を求めることになろう⁽¹¹⁾」。

民主政治の下でこそ先住民に対して「合法的」に「人間を破壊

する⁽¹²⁾」政策が行われ、民主政治が深化するほど黒人差別は強化される——トクヴィルがアメリカ社会の観察から引き出した、多数者の意思に基づく「合法的」抑圧の逆説は一見衝撃的であるが、欧米各国の民主主義が成熟しつつあった時代と植民地支配の時期が一致するのは何故か、また国内の民主政治が高度に発達したアメリカに限って他国の事項に強圧的に介入する事があるのは何故かという、一見「逆説」とも見える現象についての疑問に整合的な答えを与える。トクヴィルの趣旨から考えれば、それらは恐らく逆説でもダブルスタンダードでもなかった。むしろ「多数者の意思」を最大限に尊重するアメリカの民主政治の深化そのものに、構造的原因の一つが見出されるのである。

結び——多数決原理を支えた「平等」概念と分類・統計——

本稿ではまず、「イスラーム国」現象に象徴されるイラクにおける共存の崩壊は、「モザイク地域における多数決原理の適用がもたらす多数派・少数派対立の尖鋭化の問題」として、イスラームという要因を持ち出さなくとも、戦間期の中東・南アジア・東欧及び中欧などにおける類似の現象の延長線上に一般化して捉える可能性を示した。

モザイク地域の共存を崩壊させる一因として本稿で注目した多

多数決原理の導入は、例えばイラクでは「スンナ派またはシーア派であること」に新たな政治的意味を与え、伝統的な程度と範囲を逸脱するほど両者の境界線を尖鋭化させた。⁽¹⁴⁾ 本稿の諸事例から一般論を引き出すとすれば、全人口の二割に迫る「少数派」が存在する、または複数の「少数派」ないし半数に迫る「少数派」がいるため「多数派」が辛うじて半数を超える位の規模しか持たない、かつ「多数派」「少数派」の混住地帯が多いという条件に当てはまる地域では、住民の均質性が前提となっている西欧・アメリカ型の多数決原理をそのまま適用すると、集団間の境界線を極度に政治化し内戦を引き起こす危険性が高いと考えられる。多数派と少数派が数の上で拮抗するこれらの地域で共存の崩壊をくい止めるためには、単純多数決原理に修正を加え、多数派に不公平感を与える事なく少数派に応分の政治権力への参加を安定的に保障する（少数派包摂型・民主政治モデル）を構築する事が急務であるが、一方本稿の事例はいずれも、モザイク地域で集団への帰属意識を極度に政治化させる事自体の危険性を強く示唆している。

また本稿では、多数決原理が民主主義の根底にある「平等」概念と深く関わる点にも注目した。本稿の諸事例も、「平等」概念に支えられた多数決原理の導入が、個人の顔が見えず抽象的な「数」に基づく集団間ポリティックスを引き起こし、本来の民主

化の意図とはかけ離れた個人の抑圧や抹殺（移送や内戦など）という矛盾した結末につながり得る事を示している。

多数決原理について更に深く考察する時、それ自体も「平等」概念に由来し、かつ、同じく「平等」概念に由来する多数決原理を支えてきた近代西欧的思考様式がある事に気付く。「分類」と「統計」の思考と方法論である。

多数決原理の運用は社会を諸集団に分類し、各集団の人口統計を取る事が前提となる。ベネディクト・アンダーソンは植民地政府の人口調査によって、それまで曖昧であった現地住民のアイデンティティーが人口調査で使われた分類に沿って生み出され、その分類に従って教育や行政が行われる中で、その分類に「本物の社会的生命」⁽¹⁵⁾ が与えられるようになった過程を英領マラヤなどの事例から論じている。「なにごととも（混乱して）分類してやまない」精神は、西欧では世界認識が画期的に広がった十八世紀以降に出現し、十九世紀には「分類」や「比較」を学問的手法とする言語学などの近代的学問分野を成立させているが、この精神に基づく十九世紀末以降の人口調査では「すべての人がひとつの、そしてひとつだけの、きわめてはっきりとした場所をもっている」⁽¹⁶⁾ ようにカテゴリーがつくられ、各カテゴリーの割合を足すと100%になるように集計された。すなわちどの人も「いずれかのカテゴリー

に属すること」が求められ、アイデンティティーが曖昧であったり複数あったりする事が許されなくなつたのである。かくして、諸集団間の境界線はあつても曖昧で政治化していなかつたために多様な集団の共存が可能であつたモザイク地域に、政治的意味を持つ「多数派」と「少数派」が生まれた。全ての人間を均質化・平準化した上で自他の線引きを厳格化する（全ての人は一対一対応のカテゴリーに属さなければならず、統計において「分数はあつてはならない」⁽¹⁶⁾）近代西欧的な価値観は、前近代的な曖昧さや寛容を排除し、何事も分類・統計化しなくては気が済まない不寛容をもたらした。自他を明確に区別する新しい境界線は政治的意味を帯び、国民の成立を促すと共に、地域内で曖昧な自己認識に基づいて共存してきた諸集団間の新たな紛争を「つくり出した」⁽¹⁷⁾。多数決原理は通常このような住民の分類・統計に基づいて導入されたが、例えばそれまで宗派間の「共存が当たり前」⁽¹⁸⁾であつたイラクの場合には、宗派の截然たる分類と宗派別人口の統計データが改めて示されて政治権力の獲得の可能性と明確に結び付けられた事が、宗派間の共存を急速に崩壊させたと考えられる⁽¹⁹⁾。

多数決原理が生み出した今一つの結果は、この原理が「多数派の内部に混在する少数派」を生み出し、この少数派を「不純物」「患部」として「外科手術」等で取り除くという発想と結び付い

た事である。少数派を「癌」「潰瘍」「病氣」⁽²⁰⁾と表現する戦間期の文献は少なくない。異質な少数派を多数派内部から放逐する思想は、近代衛生学や病理学の発展に伴う、時に病的なまでの「清潔」の概念といかに関わるのか。近代と共に顕著になつた「清潔」「純粋性」の概念は、社会集団間にも適用されて近代的「不寛容」を生み出す源泉となつたのではないかと思われるが、この仮説の検証は別の機会を待たねばならない。

最後に、自国の理念を条件の異なる他地域にも適用しようとするアメリカの意識と対外行動はいかなる思考様式に由来するのかわり、本稿冒頭の問いを考察して結びとしたい。

トクヴィルの考察から忠実に演繹すると、第一にそのような対外行動は「多数者の意思」を最大限に尊重するアメリカの民主政治そのものに帰せられる。多数者の意思は抑圧も不正も合法的とし得る絶対性を持つからである。第二にそのような対外行動は、アメリカの民主主義における「平等」の深化が単純な進歩の概念を生み、人間や文化の個性を埋没させ、世界は障壁がなくどこまでも続く均質な平面として捉えられるようになった事と関係がある。一九九〇年代にハンティントンやフクヤマが表明したりベラルな民主主義の優位性に対する確信も、長期的に捉えれば、トクヴィルが一八三〇年代のアメリカで「五〇年来」と証言し

た同様の精神（自分達は「開明的で自由な唯一の国民」という確信⁽²⁾）が冷戦の終結を機に改めて顕在化したにすぎない、という見方もできよう。

いかなる国民の精神形成にも地理的条件や歴史的経験は深い影響を与える。しかし今、敢えてそれらを考慮せず純粹に思想だけで見るなら、民主主義における「平等」概念の深化（肥大化）は、人間を全く同じ大きさの「格子」として把握させる故に人間や文化の個別性や多様性への敬意を恒常的に失わせる可能性がある。米軍の空爆で家族を失い、廃墟と化した故郷に立ち尽くす現地民間人の犠牲を collateral damage（付随する損害）と呼んで憚らない精神は、一つには「平等」が普遍的な理想として精神に深く根ざしている国民にこそ見られる均質的な世界観と、集団的な独善性⁽³⁾に発するのだろうか。またそのような思考と行動が、現実の「蹉跌」や歴史の教訓にもかかわらず修正される事なく国家規模で繰り返されるのは、それらが「アメリカの民主主義」の深化のプロセスそのものに構造的に由来する面があるからだろうか。

犠牲者を出し、反米感情を煽る軍事力行使を伴っても理念的な目的に忠実であろうとするアメリカの行動は、時に自らの民主主義的な価値観と矛盾する結果を生む。しかしそのような行動原理は、実は「アメリカの民主主義」にもかかわらず、ではなく、むしろ

しるその本質の論理的帰結なのである——「民主主義の深化が民主主義の核心的価値を否定する」という、アメリカの対外行動の観察から導かれた、「アメリカの民主主義」の *partial devaluation*⁽⁴⁾ を示唆するこの結論はしかし、多数決原理の根源にある「平等」概念についてのトクヴィルの洞察を理論的に延長した仮説にすぎない。実証は、課題として残される。

註

- (1) *ドクトリン* がアラビア語名。イラク内戦の経緯など詳しくは(一)を参照。
- (2) ジル・ケベル著『宗教の復讐』の題名（晶文社、一九九二年）。
- (3) 池内惠著『イスラーム国の衝撃』文藝春秋、二〇一五年。高橋和夫著『イスラーム国の野望』幻冬舎、二〇一五年。内藤正典著『イスラーム戦争——中東崩壊と欧米の敗北——』集英社、二〇一五年。
- (4) 「モザイク社会」という見方自体が分断統治を行ったヨーロッパ人の偏見であったとする見解もあるが（佐藤次高編『西アジア史I』山川出版社、二〇〇九年、四五八頁、執筆者は長澤榮治）、ここでの「モザイク地域」は定義した通りの客観的な意味で用いる。
- (5) 吉岡明子・山尾大編『イスラーム国』の脅威とイラク』岩波書店、二〇一四年の関連章を参照。
- (6) 「理念」の根本的な修正、つまり放棄には至らないが微修正されてきた事は付記せねばならない。イラクが第二のヴェトナムになる事を恐れたと言われる湾岸戦争時のブッシュ（父）大統領、イラク・シリアへの空爆を限定的な規模に抑えているオバマ大統領の政策の時事解説としては例えば以下を参

- 照。高橋、前掲書、九六・一六九頁。池内、前掲書、二二〇頁。
- (7) 第一の原因は検証が難しいからであるが、古矢旬著『ブッシュからオバマへ』アメリカ変革のゆくえ』等はこの疑問に答えようとする貴重な試みを含む。第二の原因はアメリカの軍事力行使に一定の効果を認め支持する学者が日本でも少なくない事と関連する(例えば池内、前掲書、二二一―二二二頁。高橋、前掲書、一六九・一七五頁。藤原帰一「紛争があふれる世界―抑止戦略に頼れぬ現実」(時事小言、『朝日新聞』二〇一五年二月一七日付夕刊)。
- (8) アメリカの世論調査を見ると二〇一四年九月のシリアへの空爆拡大を国民の過半数が支持している(高橋、前掲書、一六七頁。オレンジ色の囚人服は同じ色の囚人服が使われていたグアンタナモ軍基地内収容所とアブー・グレイブ刑務所での捕虜虐待を想起させる故に、反米感情を強烈に表現したものと推測される(池内、前掲書、二五頁。高橋、前掲書、六八頁)。
- (9) 酒井啓子「序」、吉岡・山尾編、前掲書所収、七頁。
- (10) 酒井、「序」、三頁。保坂修司、第六章、二〇六頁。ヤズイード教(派)はイラク北部などに分布する宗教(宗派)で、信徒の殆どはクルド人。ゾロアスター教、マニ教、キリスト教、グラート、スーフイズムなどの要素が混在し、ムスリム社会では迫害や蔑視を受けてきた(菊地達也「ヤズイード派」項、大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』、岩波書店、二〇〇二年、一〇一―一〇五頁)。イスラーム教と「異教」の境界線上に位置しており、十一世紀以降は空間的な棲み分けによってモザイク地域で命脈を保ってきた少数派の一つである(菊地達也著『イスラーム教「異端」と「正統」の思想史』講談社、二〇〇五年、二四五―二四六頁)。
- (11) 山尾、第一章、吉岡・山尾編、前掲書所収、二八―二九頁。
- (12) 酒井啓子「イラク」項、『岩波イスラーム辞典』、一七一頁。
- (13) 列強が人為的に引いた第二次大戦後の国境線がイラクをつくった事になるが、イラクの国民統合の難しさも「イスラーム国」が国境を越えて活動している現象も、この国境線の不適合性と関係がある。保坂修司は「イスラーム国」現象に伴うこの不適合性の露呈を「サイクス・ピコ体制の液状化」と呼ぶ(保坂、第六章、吉岡・山尾編、前掲書所収)。同体制を中東の国民国家の不安定性と結び付ける指摘は他にも多い(池内、前掲書、二〇八―二〇九頁。内藤、前掲書、一六六―一六九頁。高橋、前掲書、二二五―二二六頁など)。
- (14) イギリス、オーストラリア等も有志連合として参戦した。
- (15) 山尾、第一章、三四頁。(16) 同上、二八―二九頁。
- (17) 同上、三二―三三頁。(18) 酒井、「序」、一頁。
- (19) 山尾、第一章、四八―四九頁。
- (20) 酒井、「序」、一〇頁。米軍のファールージャ侵攻(二〇〇四年)などの、反米勢力を壊滅させるための軍事行動が宗派横断的な反米感情を引き起こした面にも注意すべきである(山尾、第一章、二四頁)。
- (21) 「イスラーム国」という名称に至るまでには何度か改称している。同組織はイラク戦争時に米軍への抵抗組織として発足した「タウヒードとジハード団」を端緒とし、二〇〇四―六年には「イラクのアルカイダ」、次いで「イラク・イスラーム国」、シリア内戦下では「イラクとシヤームのイスラーム国」を名乗り、シリアの反体制武装組織ヌスラ戦線(アルカイダ中核に忠誠を誓っている)と競合したが、やがて同じムスリムや少数派を殺害する路線をめぐってヌスラ戦線やアルカイダ中核と袂別し、「イスラーム国」と称する(池内、前掲書、八三・一〇一・二二六―二二七頁。保坂、第六章など)。
- (22) 山尾、第二章、六六頁。
- (23) 同上、七五頁。指導者の名は「バグダードのアブー・バクル」の意で、アブー・バクルは初代正統カリフである事からスンナ派色を意識的に打ち出した名前である。
- (24) 吉岡、第三章、一三四―一三五頁。
- (25) 空爆と反米感情の関係を示す一例として、二〇一五年一月に「イスラーム

国」が日本人人質と交換する事をヨルダンに要求していたサージター・リーシャーウィー死刑囚は、イラク戦争時の空爆で兄弟はじめ家族を失い反米感情を抱くようになったという(『朝日デジタル』二〇一五年一月二七日付)。

またこの事件関連で「イスラーム国」が処刑したヨルダン人パイロットは死の直前に空爆で破壊された廃墟を歩かされたといわれる。

(26) 本稿ではこのような形態を「ねじれた形で多数決原理の適用」と表現するが、これは「分割統治」とも呼ばれる。

(27) 佐藤編、前掲書、四五八―四五九頁(長澤榮治執筆)。「岩波イスラーム辞典」新妻仁一「ターイフイーヤ」項(五九四―五九五頁)、アダル・ラジャ「レバノン」レバノン内戦」項(一〇六四―一〇六五頁)。マロン派はシリアの単性論派を起源としカトリック教会に属する宗派。フランス委任統治下で「大レバノン」の人口の三〇%前後を占める最大宗派であり、独立後はターイフイーヤの下で大統領を輩出したが、レバノン内戦により政治基盤が浸食され人口比率も低下した(若林啓史「マロン派」項、『岩波イスラーム辞典』九三九頁)。

(28) 森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』岩波書店、二〇〇二年第五章。ピール委員会の正式名称はPalestine Royal Commissionである。ギリシア・トルコ住民交換については後述する。

(29) *Palestine Royal Commission Report* (Presented by the Secretary for the Colonies to Parliament by Command of His Majesty, July 1937), Cmd479, pp.1314. なお「委任統治はアメリカの提案から発した制度」という本文中の記述(前出)に関しては、ピール委員会報告もそのように説明している事を付記しておきたい。同報告は委任統治制度の創設について、イギリスの信託統治の伝統も関係していた一方、ウィルソン大統領が第一次大戦への米國参戦の際に既に表明していた、戦争に勝利した後の領土の再編を旧態依然たる「併合」ではなく「民族自決」の可能な限りの適用に基づかせざるべきである

との意向に主に由来していた、としている(*Ibid.*, p.40)。

(30) 辛島昇編『南アジア史』山川出版社、二〇〇四年、三八七頁(長崎暢子執筆)。

(31) コミュニナリズム(コミュニナリズム)はインド史でヒンドゥーとムスリム等の集団間対立を指す。なおインド史では「宗教対立」と表現する代わりに「宗派対立」の語を用いる事が多いため、この慣例に従う。

(32) 辛島編、前掲書、三四七・三五七・三八〇頁。

(33) 『岩波イスラーム辞典』中里成章「インド」項(一八四頁)、大石高志「コミュナル裁定」項(二七八頁)。

(34) 辛島編、前掲書、四二一―四二三頁(長崎暢子執筆)。

(35) *Palestine Royal Commission Report*, p.91.

(36) マウドゥーデー(一九〇三―一九七九)は、パキスタンのジャマア・アテ・イスラミーを創設したイスラーム思想家。エジプトのサイイド・クトゥブと共に急進的イスラーム主義者の正統性の源泉と見なされている。

(37) Seyed Vali Reza Nasr, *Mawdui and the Making of Islamic Revivalism*, Oxford: Oxford University Press, 1996, p.85.

(38) 十九世紀末に北インドで創始されたイスラーム改革復興運動とその教団。教義面で特異であったため、印パ分離独立後、パキスタン国内のその一派はスンナ派などからの排斥を受け、一九七四年に制度上のムスリムの地位を喪失した(大石高志「アフマディーヤ」項、『岩波イスラーム辞典』五五頁)。

(39) アメリカの指導者もそのような認識を持っていた事については、後出のフヴァーの著書の二〇九頁を参照。

(40) 戦間期に出された少数民族問題(住民交換も含む)についての文献の多さが、この問題への当時の人々の関心の高さを物語っている。例を挙げると、Stephen Ladas, *The Exchange of Minorities: Bulgaria, Greece and Turkey*, New York: The Macmillan Company, 1932; C.A. Macartney, *National States*

and National Minorities, New York: Oxford University Press, 1934; Oscar Janowski, *Nationalities and National Minorities*, New York: The Macmillan Company, 1945; Joseph Schechtman, *European Population Transfers 1939-1945*, New York: Oxford University Press, 1946. このうちシェヒトマンの著作は第二次大戦後に出されているが、ギリシアとブルガリア、トルコとギリシアの住民交換をはじめとする戦間期ヨーロッパの住民移送の事例を参考にしつつ、第二次大戦中に行われたドイツ人少数派の移送や、その他の少数民族の移送（エストニアのスイエーデン人の移送、ブルガリアとルーマニアの住民交換、ハンガリーとルーマニアの住民交換など）の事例を詳細に研究している。右派シオニストであった著者がこの本を書いた真の目的は、将来のユダヤ人国家で少数派に転落するはずのパレスチナのアラブ人にこれらの手法を応用する事であった（詳しくは森まり子著『シオニズムとアラブ』講談社、二〇〇八年、一二四～一二五頁）。

(41) 一九二三年のローザンヌ条約後に行われたギリシア・トルコ住民交換においては、トルコ語を話すギリシア正教徒少数派が「ギリシア人」とされてトルコからギリシアへ送られ、ギリシア語を話すスリム少数派が「トルコ人」とされてギリシアからトルコへ送られて「交換」された。ピール委員会報告はこれがいかに少数派問題の効果的な解決策であるかを力説する。「教訓的な前例が：一九二二年のギリシア・トルコ戦争の直後に、ギリシア住民とトルコ住民の間で行われた交換によって与えられている。ナンセン博士のインシャチヴで、一九二三年初めにトルコに住む正教徒のギリシア国民が強制的にギリシアへ、ギリシアに住むモスレムの宗教を信じるトルコ国民がトルコへ移らされるべしと規定した協定がギリシア政府とトルコ政府によって署名された。その事業を管理するために、ギリシア政府・トルコ政府と国際連盟の代表たちから成る混合委員会と一群のサブ委員会が設立された。該当者の数はかなりに上った——約一三〇万人ものギリシア人と約四〇〇万人ものトルコ

人である。しかしその仕事は、非常に精力的かつ効果的に達成されたため、一九二三年春から約十八か月以内には交換全体が完了した。ナンセン博士は当時、彼の提案の非人間性故に鋭く批判され、その事業は明らかに多数の人々に最も過酷な辛苦を課した。しかし、関係したギリシア人・トルコ人政治家の勇氣は結果によって正当化されてきている。その事業の前には、ギリシア人・トルコ人少数派は恒常的な苛立ちの原因であった。今や潰瘍はきれいに取り除かれ、ギリシア・トルコ関係は我々が理解するところではかつてなく友好的なのである」(*Palestine Royal Commission Report*, p.390)。

(42) Herbert Hoover (1874～1964) は戦間期の軍縮会議とフーヴァー・モラトリアムで知られるアメリカ大統領（在職一九二九～一九三三）。共和党。

(43) Hannah Arendt (1906～1975) は一九四〇年にドイツからアメリカへ亡命し、一九五一年に市民権を得る。シカゴ大学などで教鞭を取った（一九六三～一九六七）。

(44) Hugh Gibson (1883-1954) は一九二五～一九三三年の様々な軍縮会議に活発に関わり、フーヴァー大統領と友誼を結んだ。一九三〇年のロンドン（海軍軍縮）会議の米國代表、一九三二～三三年の一般軍縮会議（ジュネーヴ）への米國代表団長代理などを務めた。

(45) Herbert Hoover and Hugh Gibson, *The Problems of Lasting Peace*, New York: Doubleday, Doran and Company, January 1943 (7th printing, revised edition), p.10. 初版一九四二年五月。以下、頁数は引用部分と重要部分を記すにとどめる。本書の内容は平和思想の歴史、戦間期の軍縮や条約後半で第二次大戦後の敗戦国の軍縮と国際復帰、戦争指導者の戦争責任、国際連合とE.C.（ヨーロッパ共同体）につながる構想など多岐にわたり、日本に関する興味深い記述もあるが、以下では本稿に関係のある部分のみ提示する。

(46) *Ibid.*, p.40, 42, 43. (47) *Ibid.*, p.41.

- (48) 少数民族の飛び地を指す。少数民族の属する民族が多数派を占める国の政府から言わせると、そのような飛び地は自国にとつての「未回収領土」であるという事になる。
- (49) Hoover and Gibson, *op. cit.*, p.50.
- (50) *Ibid.*, pp.83-84, 117. 「十字軍」(crusade)の語が使われているが、ウィルソン大統領は第一次大戦への参戦の大義名分として「民主主義のための戦争」「改革運動(crusade)としての戦争」を使つたと入江昭は説明する(入江昭著『二十世紀の戦争と平和』東京大学出版会、一九八六年、六〇頁)。crusadeには「強い」改革運動の意があるが、「十字軍」と直接訳す方がよい。キリスト教的・普遍的なニュアンスを持つ事は否定できない。
- (51) フランクリン・ローズヴェルトは民主党出身の大統領(在職一九三三—一九四五)。フーヴァーは共和党であるが、民主党のウィルソンとフランクリン・ローズヴェルトの理念を高く評価する。
- (52) Hoover and Gibson, *op. cit.*, pp.94-104. (53) *Ibid.*, p.110.
- (54) *Ibid.*, p.108. (55) *Ibid.*, p.109.
- (56) フーヴァーは「代表制政府の樹立が恒久平和の礎石だとすると、連合国の行動の多くは極めて愚かであつた」(*Ibid.*, p.148)と振り返っている。
- (57) *Ibid.*, pp.117-118. (58) *Ibid.*, pp.106-107. (59) *Ibid.*, p.138.
- (60) *Ibid.*, p.153. (61) *Ibid.*, p.171. (62) *Ibid.*, pp.168-169. (63) *Ibid.*, p.141.
- (64) *Ibid.*, p.149, pp.127-128, p.135. (65) *Ibid.*, p.203. (66) *Ibid.*, pp.203-204.
- (67) *Ibid.*, p.205. (68) *Ibid.*, pp.205-206. (69) *Ibid.*, pp.235-236.
- (70) *Ibid.*, p.236.
- (71) フーヴァーは右派シオニストのベン・ホルン (Elyahu Ben-Horin) の著書(*The Middle East: Crossroads of History*, New York: W. W. Norton & Company, 1943)にあるパレスチナ・アラブ人のイラクへの移送計画に触発され、パレスチナ問題の「巧みに計画された」解決策として一九四五年にイラクへのアラブ人移送案を発表した。彼はこの計画をホワイトハウスに提出し、一九四〇年代末までそれを推進していた(森まり子著『シオニズムとアラブ』講談社、二〇〇八年、一二五—一二六頁)。
- (72) ハンナ・アーレント著『全体主義の起原』「2帝国主義」みすず書房、二〇〇〇年、二四〇頁(原書一九五一年)。
- (73) 同上書、二四六頁。(74) 同上書、二四二頁。(75) 同上書、二四四頁。
- (76) 同上書、二四九頁。(77) 同上書、二五〇頁。
- (78) 革命の混乱の続く祖国フランスと対比させつつ民主主義が順調に成長している一八三〇年代のアメリカを見つめたトクヴィルの目撃証言である「アメリカの民主主義」は「アメリカにアメリカ以上のものを見た」と評されるほど時代を超えた本質的な要素を持っているため、本稿で関連部分を取り上げる意義があると考える。本稿で安易に「欧米の民主主義」を論じなかつたのは、トクヴィルも正に論じているように、アメリカとヨーロッパ(それもイギリスとフランスでは異なる)の民主主義には共通性と共に、歴史や社会の構造の違いから来る深い違いも認められるからである。彼はその違いの一つを「平等」概念のあり方に見出しているように思われる。
- (79) アレクシス・ド・トクヴィル著『アメリカのデモクラシー』(原題: *De la démocratie en Amérique*)、岩波文庫、二〇一三年、第一卷(下)、一三三頁。本文中では岩波文庫版の邦訳題を使用せず、『アメリカの民主主義』とする。
- (80) 同上書、一三九頁。
- (81) 同上書、一四三—一四四頁。(82) 同上書、一四九—一五〇頁。
- (83) 同上書、一四六頁。(84) 同上書、一五六頁。
- (85) 同上書、一五二—一五四頁。(86) 同上書、一五九頁。
- (87) 同上書、一六四頁。
- (88) トクヴィル、前掲書、第一卷(上)、八四—八五頁。
- (89) 同上書、一五三—一五四頁。

- (90) トクヴィル、前掲書、第二卷(上)、二〇〇頁。(91) 同上書、三〇頁。
 (92) 同上書、九七頁。(93) 同上書、一八七―一八八頁。
 (94) Hoover and Gibson. *op. cit.*, p.41.
 (95) トクヴィル、前掲書、第一卷(上)、一四頁。(96) 同上書、一五頁。
 (97) トクヴィル、前掲書、第二卷(上)、六四頁。
 (98) 同上書、六五・六六頁。
 (99) 同上書、六七頁。(100) 同上書、三六頁。
 (101) トクヴィル、前掲書、第一卷(下)、二二二―二二三頁。
 (102) トクヴィル、前掲書、第二卷(下)、三〇頁。
 (103) トクヴィル、前掲書、第一卷(下)、三五三―三五四頁。
 (104) 同上書、二五一―二五二頁。(105) 同上書、二六三頁。
 (106) このような視点は、一八三〇年にフランスが植民地化したアルジェリアの問題と関わっていたのか。
 (107) 恐らくアルジェリアが彼の脳裡を離れなかったからではないか。
 (108) トクヴィル、前掲書、第一卷(下)、二七六―二七七頁。
 (109) 同上書、二七七―二七八頁。(110) 同上書、二七九頁。
 (111) 同上書、三三四頁。(112) 同上書、二九六頁。
 (113) 中東では宗派対立が全般に激化しているとの見方もある(レジェブ・シェンチュルク教授「トルコのファティフ・スルタン・メフメト・ワクフ大学」の発言として『朝日新聞』二〇一五年二月三日付朝刊に掲載。近代に入ってから
 (114) ベネディクト・アンダーソン著『想像の共同体』書籍工房早山、二〇一二年、二八二頁(原著一九八三年)。
 (115) 同上書、二七七頁。(116) 同上。
 (117) 酒井「序」、吉岡・山尾編の前掲書所収、一二頁。
 (118) 但し、自他の明確な線引きが外からの導入によってではなく近代の入り口

で内発的に起きた社会もあると考えられ、十八世紀の日本とアラビア半島などが該当する可能性がある。本稿の諸事例はもとも認識されていた集団間の境界線が外部との関係によって極度に明確化・政治化した事例と位置づけられよ。

- (119) 例えばフーヴァーはヨーロッパの未回収領土を「癌」(Hoover and Gibson. *op. cit.*, p.133)、ピール委員報告は少数民族問題を「病氣」と呼び「外科手術」を施さねばならないとする。またギリシア・トルコ住民交換は「潰瘍をきれいに取り除いた」とする(Dakstine Royal Commission Report, p.368, p.390)。
 (120) 文化人類学者の大塚和夫も類似の関心に触れている。
 (121) サミュエル・ハンティントン著『文明の衝突』集英社、一九九八年(原著一九九六年。フランシス・フクヤマ著『歴史の終わり』上・下、三笠書房、発行年記載なし(原著一九九二年))。
 (122) トクヴィル、前掲書、第一卷(下)、三五三―三五四頁。
 (123) 実際に用いられる表現(内藤、前掲書、四頁)。「イラクの民主化」や「テロとの戦い」などの、理念に付随する損害、と言いつ換えられるかも知れない。
 (124) 但し、均質的な世界観と集団的な独善性はイスラーム過激派にも当てはまり得る。インターネットで結ばれたグローバル空間の出現が均質的で非妥協的な世界観を持つ世代と集団を生んだという視点も、彼らを分析する上で「共通の社会科学的切り口」の一つであり得る。
 (125) ワイマール共和国におけるナチスの擡頭を例に論じられた「民主主義のパラドックス」と、経済学用語である「ビルトイン・スタビライザー」の両方からヒントを得た、私の造語である。